

町村週報

(町村の購読料は会費
(の中に含まれております))**2628号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

霧水 (長野県美ヶ原高原)



もくじ
活動
政策
政策
随情
想報
報

国と地方の意見交換会に山本全国町村会長が出席
第三セクター等の状況調査＝総務省
地方公営企業の経営総点検状況調査＝総務省
魅力あるまちづくりへ邁進＝兵庫県猪名川町
町村Navi
限界集落
政策レーダー

高知県大豊町長 岩崎 憲郎
高知県大豊町長 岩崎 憲郎
高知県大豊町長 岩崎 憲郎
高知県大豊町長 岩崎 憲郎

(12) (11) (10) (7) (5) (3) (2)

閑話休題

ニセコ町基本条例の「呪縛」

九州大学大学院法学研究院教授 木佐 茂男

カウントの仕方にもよるが、すでに一〇〇程度の市町村で自治基本条例あるいはまちづくり基本条例が制定された。制定の途上・準備中の自治体も多い。自治基本条例の作り方の指南書も出版されている。読むと、ときにニセコ町まちづくり基本条例の「呪縛」という言葉もある。確かに、国内第一号となつた北海道ニセコ町のまちづくり基本条例を参考にしている例が多い。

同条例の制定過程に携わった者の一人として、この条例の内容とその制定過程、制定理念などが参考にされるのは至上の喜びではある。しかし、「呪縛」と言わざると少し複雑な気持ちになる。

ニセコ町で当時の逢坂誠二町長は、ニセコで実践した町民参加や情報公開の到達点の文章化・成文化をしようとした。その結果がニセコ町まちづくり基本条例。だからこそ、制定に関与した職員や我々関係者は、制定後に必ず出る「町は条例を作つてからどう変わつたのか」という問いに、「これは『見えない条例』であり、『やつてていることを条例に

しただけだから』町はすぐには変わらないはず、と回答しようとした。

同条例施行からほぼ七年経とうとする昨年(二〇〇七年)末に、この間の経緯を振り返る対談を同町の管理職と行った。なんと、町は良い方向にいわば自動回転をしている。同町に移住する道内・道外の人たちは同条例を知った上で来ている。役場内では頻繁に住民中心の会合が開かれ、自ら手を挙げて集まつた小中の児童生徒は、当然のことく、本物の町執行部と真剣勝負の議会を行なっている。町民のネットワークや事業活動は拡大の一途である。その町執行部と真剣勝負の議会を行なうことは、まだ課題は残るもののが管理職は、まだ課題は残るもののが「まちづくりの条例文化」が確実に形成されつつあるといふ。各家庭は分かりやすく作成された歴年の予算書を保管している。

自治基本条例が本当に機能し出すとすごいことが起きる。「変わらない」は、はずだつた町が、いつそ活性化している。ブックレットでも作つて世に紹介したいと思う新年であり、

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)
なお、探否は当方に一任願います。
送り先:全国町村会・広報部